

令和3年1月15日

各位

会社名 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
(管理会社コード16714)
代表者名 代表取締役社長 水嶋 浩雅
問合せ先 業務本部 山口 節一
(TEL:03-5208-5211)

ETFの約款変更に関するお知らせ

当社は、下記のETFについて、投資信託約款の変更を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

○ETF名称

2555_東証REIT ETF (以下、本ETF)

○変更内容およびその理由

令和3年1月15日付「ETFの約款変更に関するお知らせ」の本ETFにつきまして、信託約款の変更の不備な点がありましたので追加の変更を行います。
本ETFにつきまして、1月18日からは「債務負担なし」の場合のみ、お申込みが可能で、追加の変更により、1月28日から「債務負担あり」の設定・交換のお申込みが可能となりますが、1月26日から1月29日までは信託約款上の受付停止期間中のため、実質上の受付は2月1日から可能となります。また、本ETF以外の現物型ETFにつきましては、1月18日から予定通り「債務負担あり」または「債務負担なし」のいずれも申込みが可能です。

変更内容の詳細は別紙をご参照ください。

○投資信託約款の変更と書面決議の手続きについて

重大な投資信託約款の変更に該当しないため、書面による決議は行っていません。

○変更の日程について

届出日 : 令和3年1月27日

実施日 : 令和3年1月28日

以上

東証REITETF

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 取得申込者は、第7条第1項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下、「販売会社」といいます。）の所定の方法により、その保有するREITをもって取得の申込みを行うものとします。ただし、当該REITは、対象指数における各構成銘柄のREITの数の構成比率に相当するものとして委託者が定める比率により構成される各銘柄のREIT（以下、「ユニット有価証券」といいます。）とし、<u>抛出されたREITの評価額が、取得する受益権口数の評価額（取得申込受益権口数に取得申込受付日の基準価額を乗じて得た額）に満たない場合は、その差額に相当する金額を充当するものとします。</u></p> <p>② 前項の受益権の価額は、<u>取得申込受付日の基準価額</u>とします。なお、販売会社は、取得申込者から独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を徴することができるものとします。</p> <p>③ <略></p> <p>④ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間（第5号に掲げるものを除く）における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受け付けを行うことができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 東証REIT指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の<u>前営業日以降の3営業日間</u> 東証REIT指数構成銘柄の変更、増減資などに伴う口数の変更日の<u>3営業日前以降の6営業日間</u> 計算期間終了日の<u>3営業日前以降の3営業日間</u> この信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前6営業日間 前各号のほか、委託者が第19条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき <p>⑤～⑦ <略></p> <p>(交換請求)</p> <p>第38条 ① <略></p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 取得申込者は、第7条第1項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下、「販売会社」といいます。）の所定の方法により、その保有するREITをもって取得の申込みを行うものとします。ただし、当該REITは、対象指数における各構成銘柄のREITの数の構成比率に相当するものとして委託者が定める比率により構成される各銘柄のREIT（以下、「ユニット有価証券」といいます。）とし、<u>抛出されたREITの評価額が、取得する受益権口数の評価額（取得申込受益権口数に取得申込受付日の翌営業日の基準価額を乗じて得た額）に満たない場合は、その差額に相当する金額を充当するものとします。</u></p> <p>② 前項の受益権の価額は、<u>取得申込受付日の翌営業日の基準価額</u>とします。なお、販売会社は、取得申込者から独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を徴することができるものとします。</p> <p>③ <略></p> <p>④ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間（第5号に掲げるものを除く）における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受け付けを行うことができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 東証REIT指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の<u>2営業日前以降の3営業日間</u> 東証REIT指数構成銘柄の変更、増減資などに伴う口数の変更日の<u>4営業日前以降の6営業日間</u> 計算期間終了日の<u>3営業日前以降の2営業日間</u> この信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前6営業日間 前各号のほか、委託者が第19条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき <p>⑤～⑦ <略></p> <p>(交換請求)</p> <p>第38条 ① <略></p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の</p>

<p>期日および期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受け付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第5号に掲げるものを除く）における交換請求については、当該交換請求の受け付けを行うことができます。</p> <p>1. 東証REIT指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日以降の3営業日間</p> <p>2. 東証REIT指数構成銘柄の変更、増減資などに伴う口数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</p> <p>3. 計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間</p> <p>4. この信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前6営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が第19条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>③ 第1項に定める最小交換請求口数は、当該口数に交換請求を受け付けた日（以下、「交換請求受付日」といいます。）の基準価額を乗じて得た額が、交換請求受付日におけるユニット有価証券の評価額の合計に相当する口数として委託者が定める口数とします。</p> <p>④～⑥ <略></p> <p>⑦ 受益者が交換によって取得できる個別銘柄の口数は、<u>交換請求受付日の基準価額</u>に基づいて計算された口数とし、取引所売買単位の整数倍とします。</p> <p>⑧～⑫ <略></p> <p>⑬ 交換時の計理処理として、交換に係る受益権口数に<u>交換請求の受付日の基準価額</u>を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を、交換差金として処理します。</p> <p>（交換の指図等）</p> <p>第39条 ①～② <略></p> <p>③ <略> 受益者への交換不動産投資信託証券の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して3営業日且以降に、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>④～⑤ <略></p>	<p>期日および期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受け付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第5号に掲げるものを除く）における交換請求については、当該交換請求の受け付けを行うことができます。</p> <p>1. 東証REIT指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の2営業日前以降の3営業日間</p> <p>2. 東証REIT指数構成銘柄の変更、増減資などに伴う口数の変更日の4営業日前以降の6営業日間</p> <p>3. 計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間</p> <p>4. この信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前6営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が第19条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>③ 第1項に定める最小交換請求口数は、当該口数に交換請求を受け付けた日（以下、「交換請求受付日」といいます。）の翌営業日の基準価額を乗じて得た額が、交換請求受付日におけるユニット有価証券の評価額の合計に相当する口数として委託者が定める口数とします。</p> <p>④～⑥ <略></p> <p>⑦ 受益者が交換によって取得できる個別銘柄の口数は、<u>交換請求受付日の翌営業日の基準価額</u>に基づいて計算された口数とし、取引所売買単位の整数倍とします。</p> <p>⑧～⑫ <略></p> <p>⑬ 交換時の計理処理として、交換に係る受益権口数に<u>交換請求の受付日の翌営業日の基準価額</u>を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を、交換差金として処理します。</p> <p>（交換の指図等）</p> <p>第39条 ①～② <略></p> <p>③ <略> 受益者への交換不動産投資信託証券の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して4営業日且以降に、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>④～⑤ <略></p>
--	--